協議事項ウ－１

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

１　協議事項

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証を行う委員会として旭川市子ども・子育て審議会を位置付けする。

２　位置付けする理由

国が示す検証委員の構成が本市の子ども・子育て審議会の委員に該当するため

（国が示す構成員の例）　学識経験者，医師，弁護士，教育・保育関係者等

３　内容

（１）対象施設及び事業

・特定教育・保育施設（認可保育所，認定こども園，私学助成を受けていない幼稚園）

・特定地域型保育事業（小規模保育事業，事業者内保育事業）

・地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業，ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ事業等）

・認可外保育施設（企業主導型保育を含む）

・認可外の居宅訪問型保育事業（ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ）

（２）検証の対象範囲

・死亡事故

・市において検証が必要と判断した事例（例　意識不明等）

（３）検証委員の構成

子ども・子育て審議会の委員を検証委員会の委員とする。

※必要に応じて臨時委員を任命する。

（４）検証委員会の公開

プライバシー保護の観点から原則「非公開」とする。

（５）報告等

・検証委員会は，検証結果とともに再発防止のための提言をまとめ，市へ報告する。

・市は提出された報告書を原則として公表するとともに国へ報告する。

・市は再発防止に向け関係機関，関係者に対し具体的な措置を講じる。

（６）その他

詳細は「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」のとおり